



平成 28 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 東洋ビジネスエンジニアリング株式会社
代表者名 取締役社長 大澤 正典
(コード番号 4828 東証第一部)
問合せ先 専務取締役 片山 博
電 話 03-3510-1600

(訂正)「平成 28 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について

平成 28 年 5 月 11 日に発表いたしました「平成 28 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の記載に一部訂正すべき事項があることが判明いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、数値データについては、訂正はありません。

記

1. 訂正の内容

以下、訂正箇所につきましては、下線_を付して表示しております。

【訂正箇所 1. 添付資料 20 ページ】

5. 連結財務諸表 (5) 連結財務諸表に関する注記事項
(税効果関係) 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of の主な原因別の内訳

<訂正前>

	前連結会計年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
(表内省略)	(表内省略)	(表内省略)
(注)繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された金額	45,599 千円	<u>42,626 千円</u>

<訂正後>

	前連結会計年度 (平成 27 年 3 月 31 日)	当連結会計年度 (平成 28 年 3 月 31 日)
(表内省略)	(表内省略)	(表内省略)
(注)繰延税金資産の算定に当たり繰延税金資産から控除された金額	45,599 千円	<u>40,359 千円</u>

【訂正箇所 2. 添付資料 20 ページ】

5. 連結財務諸表 (5) 連結財務諸表に関する注記事項
(税効果関係) 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

<訂正前>

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する法律」が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産の計算（ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の 33.1% から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 30.9%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものについては 30.6% にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が 18,654 千円 減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が 18,654 千円 増加しております。

<訂正後>

「所得税法等の一部を改正する法律」及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」が平成 28 年 3 月 29 日に国会で成立したことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産の計算（ただし、平成 28 年 4 月 1 日以降解消されるものに限る）に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の 32.3% から、回収又は支払が見込まれる期間が平成 28 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までのものは 30.9%、平成 30 年 4 月 1 日以降のものについては 30.6% にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金資産の金額が 12,631 千円 減少し、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が 12,631 千円 増加しております。

以 上